

みほん

通信授業に関する業務委託基本契約書

## 通信授業に関する業務委託基本契約書

理容師養成施設及び美容師養成施設が理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号）及び美容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 8 号）に基づき実施する通信授業の業務を適正かつ円滑に実施するために、〇〇理容美容専門学校理事長 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と公益社団法人日本理容美容教育センター理事長 谷本穎昭（以下「乙」という。）との間において、通信授業等について、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託者の業務）

第 1 条 甲は、乙が定めた通信教育実施規程を承認し、これを遵守するとともに、次の業務を行うものとする。

- （1） 入学者名簿の作成及び提出
- （2） 通信教育費の支払
- （3） 休学、退学、住所不明者等の調査及び通知

### （受託者の業務）

第 2 条 乙は、通信教育実施規程に基づき、次の業務を行うものとする。

- （1） 教材の作成及び配付
- （2） 補助教材の作成及び配付
- （3） 添削指導に係る報告課題の作成、添削の処理及び保管
- （4） 学業成績の評定及び成績の結果通知
- （5） 図書等の推薦

### （受託業務の範囲）

第 3 条 乙は、受託業務について入学時期や内容に応じ、次の 3 つのコースを設置する。

- （1） 春入学：通信課程 4 月入所の生徒
- （2） 秋入学：通信課程 10 月入所の生徒
- （3） 別科：中学卒業者に対する講習を通信教育で行う昼・夜間課程の生徒

2 甲は、都道府県知事への届出に基づき、乙に委託する内容について、前項のコースから該当するものを選択し、別紙覚書に定めるものとする。

3 甲は、委託内容に変更が生じたときは、乙に速やかに委託内容の変更を申し入れ、改めて覚書を取り交わすものとする。ただし、委託内容から除外されるコース等に生徒が残留している場合には、在籍者が皆無になった時点で変更の申し入れを行なうものとする。

4 甲は、通信課程の定員に変更が生じたときも前項同様に取扱わなければならない。

## (契約の期間)

第4条 契約の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より1年間とする。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれから契約解除の意思の表示がない場合は、1年を単位として継続するものとする。

## (契約の解除)

第5条 通信教育実施規程に基づき、甲は、通信課程を廃止、または廃校する場合は、乙に業務委託契約の解除を通知しなければならない。

2 乙は、甲より連絡のないまま5年に亘り入学者がない場合は、本契約を解除することができる。

## (情報の交換)

第6条 甲は、通信科生の単位の取得及び卒業の状況等に関する情報について、乙に通知するものとする。

2 乙は、各教科課目の報告課題の添削結果等に関する情報を取りまとめて、甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、その他、通信科生の学習指導、知識及び技能の習得、入学予定者数等、業務を円滑に運営する上で必要な情報の交換に努めるものとする。

## (通信教育費の支払)

第7条 甲は、第1条第2号に規定する通信科生に係る通信教育費の支払いに当たっては、通信教育実施規程に基づいて行うものとする。

## (通信教育費の金額)

第8条 乙は、通信教育費の金額を通信科生1人当りの月額として定め、甲に通知するものとする。

2 乙は、通信教育費の金額に改定の必要が生じたときは、その額を改定できるものとする。

## (帳簿及び経理)

第9条 乙は、甲から通信教育費を受領したときは、所定の帳簿に記載し、適正な経理を行わなければならない。

(委託者及び受託者の責務)

第10条 甲及び乙は、誠意をもってこの契約条項を遵守しなければならない。

2 乙は、受託業務の実施に当たっては、中立公正を旨とし誠実に遂行しなければならない。

(法令等の遵守)

第11条 甲及び乙は、この委託業務の実施に当たっては、通信教育実施規程による他、理容師法及び美容師法並びに関係法令等を遵守し実施しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務によって知り得た通信科生の個人情報を、通信教育実施規程に基づき、適切な管理に努めるものとする。

(契約に定めのない事項等)

第13条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲、乙双方が協議のうえ決定するものとする。

この契約を締結した証として正本2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○市○○区○○X丁目XX番XX号  
○○理容美容専門学校  
役職 ○ ○ ○ ○ 印

乙 東京都渋谷区代々木3丁目46番18号  
公益社団法人 日本理容美容教育センター  
理事長 谷本 穎昭 印

## 覚 書

通信授業に関する業務委託基本契約書第3条第2項の規定により、甲が乙に委託するコースを下記の通りに定め、令和 年 月 日から適用する。

【委託内容 (○がついたもの)】

コース			
春入学	理 容	通 常 修 得 者	
	美 容	通 常 修 得 者	
秋入学	理 容	通 常 修 得 者	
	美 容	通 常 修 得 者	
別 科	〔 昼夜間生のうち中卒課目を 通信で履修する生徒 〕		

<通信課程入学定員>

理 容	名
美 容	名

令和 年 月 日

甲 ○○理容美容専門学校  
役 職 ○ ○ ○ ○ 印

乙 公益社団法人 日本理容美容教育センター  
理事長 谷 本 穎 昭 印